

今年度より「リコール費用補償特約」の補償が拡大!

万一の

平成28年度はご加入者の約43%がセット!!

リコール費用損害への対策を!!



もし、
リコールが
決定すると



- メディア等を通じて生産物の回収を促す社告費用、通信費用
 - 回収する生産物または代替品の輸送費用
 - 生産物の点検、修理、あるいは廃棄費用
 - 生産物の一時保管のために臨時に借用する施設等の借用費用
 - 臨時に必要となる人件費
- 等、さまざまな費用が必要となることがあります。

そのような場合への備えとして、「リコール費用補償特約」(任意セット)をご用意しております。

Point ①

身体障害、財物損壊事故
発生時のみだけでなく、

**事故発生のおそれがある場合も
対象となります!!**

平成29年度より改定!

Point ②

原材料・部品の欠陥が原因で完成品の
製造・販売業者がリコールを行い、

**費用を請求された
場合にも
対応できます!!**

Point ③

一回の回収等にかかった費用
および保険期間中に対する

**支払限度額は
1,000万円!!**

※この特約がセットされるご契約の
支払限度額に含まれます。

保険金をお支払いする場合

生産物の^{かし}瑕疵に起因して、身体障害もしくは財物損壊が発生した場合、
またはそのおそれが生じた場合に生産物の回収等を実施するために
有益かつ必要と認められる費用^(注)を負担することによって被る損害に対して、
保険金をお支払いします。

(注) 保険金お支払いの対象となる費用は、約款および特約に定めるものに限定されています。詳細はパンフレット・約款等でご確認ください。



回収等の実施および上記の事故の発生が、次のいずれかによって客観的に明らかになっていない場合は、
この補償の保険金お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

- 行政庁への届出・報告等
- メディア等を通じた社告
- 行政庁の命令

その他ご注意いただきたいこと

■ 回収は、複数回行われた場合でも、同一の原因によるものであれば1回の回収とみなします。

保険契約者 東京商工会議所

制度運営 東京商工会議所 共済センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL 03-3283-7909

引受保険会社 幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京商工会議所「団体PL保険制度」幹事代理店

株式会社 東商サポート&サービス TEL 03-3213-3847 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

取扱代理店(ご相談・お申込先)